

中規模等開発事業事前協議承認申請について

吹田市では、確認申請の前に必ず「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく申請書の提出が必要です。

1. 中規模等開発事業事前協議承認申請書（様式第 14 号）及び通知書（様式第 16 号）に添付図書を整えて、事前協議経過書とともに提出してください。
2. 事業区域の面積が 500 m²以上の場合又は予定建築物の高さが 10mを超える場合は、土地所有者の事業計画に対する同意書を添付してください。事業主と土地所有者が異なる場合は押印が必要です。
3. 予定建築物の高さが 10mを超えるものは、事前協議承認申請書提出後、速やかに環境政策室と「中高層建築物の日照障害等の指導要領」に基づく協議を行ってください。（事前協議通知書の交付は、中高層協議完了後になります。）
4. 千里ニュータウン地域の開発事業については、「千里ニュータウンのまちづくり指針」について、計画調整室と協議を行ったうえで事前協議を提出してください。
5. 建築確認を指定確認検査機関（民間）へ提出される場合は、事前協議承認申請書の提出時に申し出てください。
6. 事前協議承認申請書に基づく現場調査は、原則として毎週火・木の午後に行い、審査期間、事前協議承認通知書交付までは
 - ① 戸建住宅の新築（建替）・増築等は、おおむね 10 日間。
 - ② その他の物件については個別におたずねください。
7. 事前協議承認通知書を交付されましたら、指示事項を熟読の上その指示事項に従い、関係各課の裏書（ゴム印）をグリーンの「処理申込カード」に受けてください。
8. 予定建築物の部分（地下室又は 1 階に床面等）が敷地と接する道路面より低くなる場合は、事前に下水道部管路保全室管理担当と協議してください。
9. 道路とみなされる部分の寄附については、道路室と協議してください。
10. 共同住宅（単身者用含む）及び戸建住宅で 5 戸以上の開発工事の場合、当該開発事業区域を校区とする小学校、中学校（学校長）に対し、工事着手前に工期等を通知するようお願いいたします。校区は、教育未来創生室で確認してください。
11. 建築協定区域内（隣接地を含む）の開発事業については、建築協定委員と協議の上、協議報告書を開発審査室建築許認可担当へ提出してください。
12. 複数棟の共同住宅の建替え、又は新築される場合は、市民課住居表示担当と協議が必要です。
13. 確認申請前の最終裏書時には、埋蔵文化財の裏書が必要です。事前協議申請までに、市教育委員会文化財保護課（吹田市立博物館内）にお問い合わせください。
14. 南吹田1丁目から 5 丁目の土地に関して開発又は建物の解体等を計画されている場合は、事前に環境保全指導課と協議してください。
15. 別紙に該当する町名に該当する開発については下水道事業受益者負担金が発生する可能性がありますので、下水道部経営室庶務担当までご確認ください。
16. 吹田市内全域について、雨水、工業用水等、上水道以外の水を利用し、汚水を下水道に放流する建物を建築される場合は下水道部経営室庶務担当と下水道使用料について協議してください。
17. 工事中に不発弾らしきものが見つかった場合、直ちに工事を中断し、速やかに警察へ（110 番）通報してください。
18. 事業区域が市域をまたぐ際は、各市で定めている都市計画や条例等の制限内容を、当該担当部署までご確認ください。

※工事着手前に周辺住民等に対して工事概要を周知してください。

吹田市都市計画部開発審査室（開発条例担当）

06-6384-1974(直通)